

## Ⅲ 契約種別および料金

### 13 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

業務用季節別時間帯別電力，高圧季節別時間帯別電力，業務用電力，高圧電力，臨時電力，農事用電力，自家発補給電力A，自家発補給電力B，予備電力

### 14 業務用季節別時間帯別電力

#### (1) 対象となるお客さま

高圧で電気の供給を受けて，電灯もしくは小型機器を使用し，または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要（たとえば，事務所，官公庁，学校，研究所，病院，新聞社，放送局，娯楽場，旅館，飲食店，商店，百貨店，倉庫，寺院，アパート，トンネル等があります。）で，契約電力が2,000キロワット未満（自家発補給電力Aとあわせて契約する場合は，自家発補給電力Aの契約電力との合計が2,000キロワット未満といたします。）であり，かつ，次のいずれかに該当するものを対象といたします。ただし，お客さまに特別の事情がある場合，または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，お客さまと当社との協議によって契約電力（自家発補給電力Aとあわせて契約する場合は，自家発補給電力Aの契約電力との合計といたします。）が2,000キロワット以上であるものについても対象とすることがあります。

イ 契約電力が50キロワット以上であること。ただし，近い将来において契約負荷設備を増加される等特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときは，契約電力が50キロワット未満であるものについても対象とすることがあります。

ロ 使用する電灯または小型機器について電気供給約款（平成26年1月14日届出。以下「供給約款」といいます。なお，当社が供給約款を変更し

た場合には、変更後の供給約款によります。) 16 (従量電灯) (2)ハまたは(3)ニを適用した場合の契約電流 (この場合, 10アンペアを1キロワットとみなします。) または契約容量 (この場合, 1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。) と使用する動力について供給約款19 (低圧電力) (4)を適用した場合の契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。

(2) 供給電気方式, 供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は, 交流3相3線式標準電圧6,000ボルトとし, 周波数は, 標準周波数50ヘルツといたします。

(3) 契約負荷設備および契約受電設備

契約電力が500キロワット未満の需要については, 契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約電力

契約電力は, 次によって定めます。

イ 契約電力が500キロワット以上の場合

(イ) 契約電力は, 使用する負荷設備および受電設備の内容, 同一業種の負荷率等を基準として, お客さまと当社との協議によって定めます。

なお, お客さまが新たに電気を使用される場合等で, 適当と認められるときは, 需給開始の日から1年間については, 契約電力がてい増する場合に限り, 段階的に定めることがあります。

(ロ) 自家発補給電力Aと同一計量される場合で, 自家発補給電力Aによって電気を使用されたときは, 原則として, その1月の自家発補給電力Aの供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力Aのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力Aの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を, その1月の最大需要電力とみなします。

(ハ) 当社は, 30分最大需要電力計を取り付けます。

ロ 契約電力が500キロワット未満の場合

(イ) 各月の契約電力は, 次の場合を除き, その1月の最大需要電力と前

11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

- a 新たに電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この需給約款により電気の供給を受ける前から引き続き当社の供給設備を利用される場合には、この需給約款による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上この需給約款によって受けた電気の供給とみなします。この場合、契約電力決定上の必要な事項は、お客さまより申し出ていただきます。
- b 契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。
- c 契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなきときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議に

よって定めた値を上回る場合といたします。)は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

(ロ) 自家発補給電力Aと同一計量される場合で、自家発補給電力Aによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力Aの供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力Aのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力Aの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

(ハ) 当社は、30分最大需要電力計を取り付けます。

ハ 契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、契約電力をイによってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、ロによって定めます。

#### (5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

#### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,684円80銭
---------------	-----------

## ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

### (イ) ピーク時間

1キロワット時につき	20円06銭
------------	--------

### (ロ) 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	19円36銭	17円96銭

### (ハ) 夜間時間

1キロワット時につき	12円45銭
------------	--------

## ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、別表7（平均力率の算定）によって算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

### (6) その他

イ 契約期間満了に先だって、原則として業務用電力に需給契約を変更することはできません。

- ロ 業務用電力に変更された後1年に満たないお客さまについては、業務用季節別時間帯別電力に需給契約を変更することはできません。

## 15 高圧季節別時間帯別電力

### (1) 契約電力が500キロワット以上の場合

#### イ 対象となるお客さま

高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が500キロワット以上であり、かつ、2,000キロワット未満（自家発補給電力Bとあわせて契約する場合は、自家発補給電力Bの契約電力との合計が2,000キロワット未満といたします。）であるものを対象といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合、または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、お客さまと当社との協議によって契約電力（自家発補給電力Bとあわせて契約する場合は、自家発補給電力Bの契約電力との合計といたします。）が2,000キロワット以上であるものについても対象とすることがあります。

#### ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧6,000ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。

#### ハ 契約電力

- (イ) 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。

- (ロ) 自家発補給電力Bと同一計量される場合で、自家発補給電力Bによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力Bの供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力Bのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発

補給電力Bの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

(ハ) 高圧季節別時間帯別電力Aとして電気の供給を受けるお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、契約電力を(イ)によってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、(2)ニによって定めます。

(ニ) 当社は、30分最大需要電力計を取り付けます。

## ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

### (イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,782円00銭
---------------	-----------

### (ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

#### a ピーク時間

1 キロワット時につき	18円76銭
-------------	--------

b 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	18円11銭	16円66銭

c 夜間時間

1 キロワット時につき	12円45銭
-------------	--------

(ハ) 力率割引および割増し

a 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、別表7（平均力率の算定）によって算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

b 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

(2) 契約電力が500キロワット未満の場合（高圧季節別時間帯別電力A）

イ 対象となるお客さま

高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が500キロワット未満（自家発補給電力Bとあわせて契約する場合は、契約電力が500キロワット未満であり、かつ、自家発

補給電力Bの契約電力との合計が原則として2,000キロワット未満といたします。)であり、かつ、次のいずれかに該当するものを対象といたします。

(イ) 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、近い将来において契約負荷設備を増加される等特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても対象とすることがあります。

(ロ) 使用する付帯電灯について供給約款16(従量電灯)(2)ハまたは(3)ニを適用した場合の契約電流(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)または契約容量(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)と使用する動力について供給約款19(低圧電力)(4)を適用した場合の契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧6,000ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。

ハ 契約負荷設備および契約受電設備

契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約電力

(イ) 各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

a 新たに電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この需給約款により電気の供給を受ける前から引き続き当社の供給設備を利用される場合には、この需給約款による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上この需給約款によって受けた電気の供給とみなします。この場合、契約電力

決定上の必要な事項は、お客さまより申し出ていただきます。

- b 契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。
- c 契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。
- (ロ) 自家発補給電力Bと同一計量される場合で、自家発補給電力Bによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力Bの供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力Bのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力Bの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

(ハ) 当社は、30分最大需要電力計を取り付けます。

## ホ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

### (イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,269円00銭
---------------	-----------

### (ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

#### a ピーク時間

1キロワット時につき	20円71銭
------------	--------

#### b 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	20円01銭	18円61銭

c 夜間時間

1キロワット時につき	12円45銭
------------	--------

(ハ) 力率割引および割増し

a 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、別表7（平均力率の算定）によって算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

b 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

へ その他

最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、(1)を適用いたします。

(3) その他

イ 発電設備等を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

ロ 契約期間満了に先だって、原則として高圧電力に需給契約を変更することはできません。

ハ 高圧電力に変更された後1年に満たないお客さまについては、高圧季節別時間帯別電力に需給契約を変更することはできません。

## 16 業務用電力

### (1) 対象となるお客さま

高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要（たとえば、事務所、官公庁、学校、研究所、病院、新聞社、放送局、娯楽場、旅館、飲食店、商店、百貨店、倉庫、寺院、アパート、トンネル等があります。）で、契約電力が2,000キロワット未満（自家発供給電力Aとあわせて契約する場合は、自家発供給電力Aの契約電力との合計が2,000キロワット未満といたします。）であり、かつ、次のいずれかに該当するものを対象といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合、または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、お客さまと当社との協議によって契約電力（自家発供給電力Aとあわせて契約する場合は、自家発供給電力Aの契約電力との合計といたします。）が2,000キロワット以上であるものについても対象とすることがあります。

イ 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、近い将来において契約負荷設備を増加される等特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても対象とすることがあります。

ロ 使用する電灯または小型機器について供給約款 16（従量電灯）(2)ハまたは(3)ニを適用した場合の契約電流（この場合、10 アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と使用する動力について供給約款 19（低圧電力）(4)を適用した場合の契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。

### (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧6,000ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。

### (3) 契約負荷設備および契約受電設備

契約電力が500キロワット未満の需要については、契約負荷設備および

契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

#### (4) 契約電力

契約電力は、次によって定めます。

##### イ 契約電力が500キロワット以上の場合

(イ) 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。

(ロ) 自家発補給電力Aと同一計量される場合で、自家発補給電力Aによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力Aの供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力Aのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力Aの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

(ハ) 当社は、30分最大需要電力計を取り付けます。

##### ロ 契約電力が500キロワット未満の場合

(イ) 各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

a 新たに電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この需給約款により電気の供給を受ける前から引き続き当社の供給設備を利用される場合には、この需給約款による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上この需給約款によって受けた電気の供給とみなします。この場合、契約電力決定上の必要な事項は、お客さまより申し出ていただきます。

b 契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された

日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。

c 契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

(ロ) 自家発補給電力Aと同一計量される場合で、自家発補給電力Aによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力Aの供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力Aのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力Aの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

(ハ) 当社は、30分最大需要電力計を取り付けます。

ハ 契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、契約電力

をイによってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、ロによって定めます。

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,684円80銭
---------------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	17円13銭	15円99銭

ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、別表7（平均力率の算定）によって算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

## 17 高 圧 電 力

(1) 契約電力が500キロワット以上の場合

イ 対象となるお客さま

高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が500キロワット以上であり、かつ、2,000キロワット未満（自家発補給電力Bとあわせて契約する場合は、自家発補給電力Bの契約電力との合計が2,000キロワット未満といたします。）であるものを対象といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合、または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、お客さまと当社との協議によって契約電力（自家発補給電力Bとあわせて契約する場合は、自家発補給電力Bの契約電力との合計といたします。）が2,000キロワット以上であるものについても対象とすることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧6,000ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。

ハ 契 約 電 力

(イ) 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定

めます。

なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。

- (ロ) 自家発補給電力Bと同一計量される場合で、自家発補給電力Bによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力Bの供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力Bのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力Bの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。
  - (ハ) 高圧電力Aとして電気の供給を受けるお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、契約電力を(イ)によってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、(2)二によって定めま
- す。
- (ニ) 当社は、30分最大需要電力計を取り付けます。

## ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

### (イ) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除

きます。)の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,782円00銭
---------------	-----------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	15円78銭	14円78銭

(ハ) 力率割引および割増し

a 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、別表7（平均力率の算定）によって算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

b 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

(2) 契約電力が500キロワット未満の場合（高圧電力A）

イ 対象となるお客さま

高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が500キロワット未満（自家発補給電力Bとあわせて

契約する場合は、契約電力が500キロワット未満であり、かつ、自家発  
補給電力Bの契約電力との合計が原則として2,000キロワット未満とい  
たします。)であり、かつ、次のいずれかに該当するものを対象といた  
します。

(イ) 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、近い将来におい  
て契約負荷設備を増加される等特別の事情がある場合で、お客さまが  
希望されるときは、契約電力が50キロワット未満であるものについて  
も対象とすることがあります。

(ロ) 使用する付帯電灯について供給約款16(従量電灯)(2)ハまたは(3)ニ  
を適用した場合の契約電流(この場合、10アンペアを1キロワットと  
みなします。)または契約容量(この場合、1キロボルトアンペアを  
1キロワットとみなします。)と使用する動力について供給約款19(低  
圧電力)(4)を適用した場合の契約電力との合計が原則として50キロ  
ワット以上であること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧6,000ボル  
トとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。

ハ 契約負荷設備および契約受電設備

契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきま  
す。

ニ 契 約 電 力

(イ) 各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前  
11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

a 新たに電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の  
期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始  
の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といた  
します。ただし、この需給約款により電気の供給を受ける前から引  
き続き当社の供給設備を利用される場合には、この需給約款による  
電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上この需給

約款によって受けた電気の供給とみなします。この場合、契約電力決定上の必要な事項は、お客さまより申し出ていただきます。

- b 契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。
  - c 契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなきときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。
- (ロ) 自家発補給電力Bと同一計量される場合で、自家発補給電力Bによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力Bの供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力Bのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力Bの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値の

うちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

(ハ) 当社は、30分最大需要電力計を取り付けます。

## ホ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

### (イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,269円00銭
---------------	-----------

### (ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	16円96銭	15円85銭

(ハ) 力率割引および割増し

a 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、別表7（平均力率の算定）によって算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

b 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

へ その 他

最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、(1)を適用いたします。

(3) その 他

発電設備等を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

## 18 臨時電力

(1) 対象となるお客さま

契約使用期間が1年未満の需要で、次のいずれかに該当するものを対象といたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要については、対象といたしません。

イ 高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が、原則として、50キロワット以上であり、かつ、2,000キロワット未満であるもの。

ロ 高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、契約電力が、

原則として、50キロワット以上であり、かつ、2,000キロワット未満であるもの。

## (2) 契 約 電 力

契約電力は、業務用電力または高圧電力の場合に準じて定めます。ただし、契約電力が500キロワット未満の場合は、別表8（契約電力の算定方法）によって算定された値といたします。

## (3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

### イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき(1)イに該当する場合は高圧電力、(1)ロに該当する場合は業務用電力の該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、(1)イに該当する場合は高圧電力、(1)ロに該当する場合は業務用電力の該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

### ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって次のとおり算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

(イ) (1)イに該当する場合

a 契約電力が500キロワット以上の場合

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	17円97銭	16円77銭

b 契約電力が500キロワット未満の場合

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	19円39銭	18円06銭

(ロ) (1)ロに該当する場合

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	19円59銭	18円24銭

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、(1)イに該当する場合は高圧電力、(1)ロに該当する場合は業務用電力に準じて適用いたします。ただし、契約電力が500キロワット未満の場合の力率は、次により定めます。

(イ) 負荷が最大と認められる時間の力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(ロ) お客さまは、正当な理由がある場合に限り、力率の変更についての協議を当社に求めることができます。

(4) そ の 他

イ 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。

ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電力の対象といたします。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、業務用電力または高圧電力に準ずるものといたします。

## 19 農 事 用 電 力

### (1) 対象となるお客さま

高圧で電気の供給を受けて農事用のかんがい排水のために動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が、原則として、50キロワット以上であり、かつ、2,000キロワット未満であるものを対象といたします。

### (2) 契 約 電 力

契約電力は、高圧電力の場合に準じて定めます。ただし、契約電力が500キロワット未満の場合は、別表8（契約電力の算定方法）によって算定された値といたします。

### (3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

#### イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

なお、1回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額といたします。また、1年の基本料金の合計は、電気を使用する場合の基本料金の2月分（その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力1キロワットにつき	432円00銭
---------------	---------

#### ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	12円61銭	11円89銭

#### ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、高圧電力に準ずるものといたします。ただし、契約電力が500キロワット未満の場合の力率は、次により定めます。

(イ) 負荷が最大と認められる時間の力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(ロ) お客さまは、正当な理由がある場合に限り、力率の変更についての協議を当社に求めることができます。

#### (4) その他

イ お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、契約使用期間を変更いたします。

ロ お客さまが電気の使用を休止される場合には、当社は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、高圧電力に準ずるものといたします。

## 20 自家発補給電力

### (1) 自家発補給電力A

#### イ 対象となるお客さま

業務用季節別時間帯別電力または業務用電力のお客さまが、お客さまの発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるために電気の供給を受ける場合を対象といたします。

なお、大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるために電気の供給を受ける場合については、対象といたしません。

#### ロ 契約電力

(イ) 契約電力は、お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合、契約電力は、原則として、1台当たりの容量が最大となる発電設備の容量（定格出力といたします。）を下回らないものといたします。

(ロ) (イ)によりがたい場合には、次の値を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

##### a 予備発電設備が設置されている場合

お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）からお客さまの予備発電設備の容量（定格出力といたします。）を差し引いた値

なお、この場合の予備発電設備とは、常時運転される発電設備が停止したときに瞬時に自動的に切替えを行ない運転を開始するものをいいます。

##### b 発電設備が停止したときに瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置が設置されている場合

お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）から瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置に接続された負荷設備の容量（同時に使用する負荷設備の容量の合計といたします。）を差し引いた値

## ハ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

### (イ) 基 本 料 金

基本料金は、業務用電力の該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気の供給を受けない場合は、該当料金（電気を使用する場合のものとしていたします。）の10パーセントを割増ししたものの30パーセントといたします。また、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月におけるものとみなします。

### (ロ) 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって次のとおり算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

#### a 定期検査または定期補修による場合

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	18円36銭	17円12銭

b a 以外の場合

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	21円75銭	20円19銭

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、業務用電力に準ずるものといたします。

ニ 自家発補給電力Aの使用

(イ) お客さまが自家発補給電力Aを使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

(ロ) 業務用季節別時間帯別電力または業務用電力と自家発補給電力Aを同一計量する場合で、業務用季節別時間帯別電力の契約電力が14（業務用季節別時間帯別電力）(4)イによって決定されるお客さままたは業務用電力の契約電力が16（業務用電力）(4)イによって決定されるお客さまのその1月の30分最大需要電力計の値が業務用季節別時間帯別電力または業務用電力の契約電力をこえないときは、(イ)にかかわらず、自家発補給電力Aを使用されなかったものとみなします。

ホ 業務用季節別時間帯別電力または業務用電力と同一計量される場合の最大需要電力

業務用季節別時間帯別電力または業務用電力と同一計量される場合で、自家発補給電力Aを使用されたときは、次の場合を除き、原則として契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。

(イ) 業務用季節別時間帯別電力の契約電力を14（業務用季節別時間帯別電力）(4)イによって定めるお客さままたは業務用電力の契約電力を16（業務用電力）(4)イによって定めるお客さまの場合で、その1月の30

分最大需要電力計の値が業務用季節別時間帯別電力または業務用電力の契約電力と自家発補給電力Aの契約電力との合計をこえ、かつ、超過の原因が自家発補給電力Aの超過であることが明らかなきときは、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。

なお、超過の原因が明らかでないときは、業務用季節別時間帯別電力または業務用電力と自家発補給電力Aとの契約電力の比であん分してえた値をその1月の最大需要電力とみなします。

- (ロ) 業務用季節別時間帯別電力の契約電力を14（業務用季節別時間帯別電力）(4)口によって定めるお客さままたは業務用電力の契約電力を16（業務用電力）(4)口によって定めるお客さまの場合で、自家発補給電力Aの需要電力の最大値が契約電力をこえたことが明らかなきときは、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。

へ 業務用季節別時間帯別電力または業務用電力と同一計量される場合の使用電力量

- (イ) 使用電力量は、自家発補給電力Aの供給時間中に計量された使用電力量から、次により決定する基準の電力に自家発補給電力Aの供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。

a 業務用季節別時間帯別電力のお客さまの場合

基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として各時間帯別に決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、自家発補給電力Aの使用のつど選択することはできません。

- (a) 自家発補給電力Aの使用の前月または前年同月における業務用季節別時間帯別電力の各時間帯別の平均電力
- (b) 自家発補給電力Aの使用の前3月間における業務用季節別時間帯別電力の各時間帯別の平均電力
- (c) 自家発補給電力Aの使用の前3日間における業務用季節別時間帯別電力の各時間帯別の平均電力

b 業務用電力のお客さまの場合

基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、自家発補給電力Aの使用のつど選択することはできません。

(a) 自家発補給電力Aの使用の前月または前年同月における業務用電力の平均電力

(b) 自家発補給電力Aの使用の前3月間における業務用電力の平均電力

(c) 自家発補給電力Aの使用の前3日間における業務用電力の平均電力

(ロ) 自家発補給電力Aの継続した使用期間を通算して自家発補給電力Aの使用電力量を算定することが不相当と認められる場合は、自家発補給電力Aの供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を自家発補給電力Aの使用電力量といたします。

(ハ) 使用電力量の区分

自家発補給電力Aの使用電力量は、原則として自家発補給電力Aの最大需要電力に自家発補給電力Aの使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。

ト その他

(イ) 定期検査または定期補修は、毎年度当初にあらかじめその実施の時期を定めて、当社へ文書により通知していただきます。

なお、その実施の時期を変更される場合には、その1月前までに当社に通知していただきます。

(ロ) 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、業務用電力に準ずるものといたします。

## (2) 自家発補給電力B

### イ 対象となるお客さま

高圧季節別時間帯別電力または高圧電力のお客さまが、お客さまの発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるために電気の供給を受ける場合を対象といたします。

なお、大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるために電気の供給を受ける場合については、対象といたしません。

### ロ 契約電力

契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

### ハ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

#### (イ) 基本料金

基本料金は、高圧電力の該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気の供給を受けない場合は、該当料金（電気を使用する場合のものとしていたします。）の10パーセントを割増ししたものの20パーセントといたします。また、その1月に

前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月におけるものとみなします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって次のとおり算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

a 定期検査または定期補修による場合

(a) 契約電力が500キロワット以上の場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	16円87銭	15円78銭

(b) 契約電力が500キロワット未満の場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	18円17銭	16円95銭

b a 以外の場合

(a) 契約電力が500キロワット以上の場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	19円88銭	18円52銭

(b) 契約電力が500キロワット未満の場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	21円52銭	19円99銭

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、高圧電力に準ずるものといたします。

## ニ 自家発補給電力Bの使用

(イ) お客さまが自家発補給電力Bを使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

(ロ) 高圧季節別時間帯別電力または高圧電力と自家発補給電力Bを同一計量する場合で、高圧季節別時間帯別電力の契約電力が15（高圧季節別時間帯別電力）(1)ハによって決定されるお客さままたは高圧電力の契約電力が17（高圧電力）(1)ハによって決定されるお客さまのその1月の30分最大需要電力計の値が高圧季節別時間帯別電力または高圧電力の契約電力をこえないときは、(イ)にかかわらず、自家発補給電力Bを使用されなかったものとみなします。

## ホ 高圧季節別時間帯別電力または高圧電力と同一計量される場合の最大需要電力

高圧季節別時間帯別電力または高圧電力と同一計量される場合で、自家発補給電力Bを使用されたときは、次の場合を除き、原則として契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。

(イ) 高圧季節別時間帯別電力の契約電力を15(高圧季節別時間帯別電力) (1)ハによって定めるお客さままたは高圧電力の契約電力を17（高圧電力）(1)ハによって定めるお客さまの場合で、その1月の30分最大需要電力計の値が高圧季節別時間帯別電力または高圧電力の契約電力と自家発補給電力Bの契約電力との合計をこえ、かつ、超過の原因が自家発補給電力Bの超過であることが明らかなきときは、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。

なお、超過の原因が明らかでないときは、高圧季節別時間帯別電力または高圧電力と自家発補給電力Bとの契約電力の比であん分してえた値をその1月の最大需要電力とみなします。

(ロ) 高圧季節別時間帯別電力の契約電力を15(高圧季節別時間帯別電力)

(2)ニによって定めるお客さままたは高圧電力の契約電力を17（高圧電力）(2)ニによって定めるお客さまの場合で、自家発補給電力Bの需要電力の最大値が契約電力をこえたことが明らかなきときは、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。

へ 高圧季節別時間帯別電力または高圧電力と同一計量される場合の使用電力量

(イ) 使用電力量は、自家発補給電力Bの供給時間中に計量された使用電力量から、次により決定する基準の電力に自家発補給電力Bの供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。

a 高圧季節別時間帯別電力のお客さまの場合

基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として各時間帯別に決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、自家発補給電力Bの使用のつど選択することはできません。

(a) 自家発補給電力Bの使用の前月または前年同月における高圧季節別時間帯別電力の各時間帯別の平均電力

(b) 自家発補給電力Bの使用の前3月間における高圧季節別時間帯別電力の各時間帯別の平均電力

(c) 自家発補給電力Bの使用の前3日間における高圧季節別時間帯別電力の各時間帯別の平均電力

b 高圧電力のお客さまの場合

基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、自家発補給電力Bの使用のつど選択することはできません。

(a) 自家発補給電力Bの使用の前月または前年同月における高圧電力の平均電力

(b) 自家発補給電力Bの使用の前3月間における高圧電力の平均電力

力

(c) 自家発補給電力Bの使用の前3日間における高圧電力の平均電力

(ロ) 自家発補給電力Bの継続した使用期間を通算して自家発補給電力Bの使用電力量を算定することが不相当と認められる場合は、自家発補給電力Bの供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を自家発補給電力Bの使用電力量といたします。

(ハ) 使用電力量の区分

自家発補給電力Bの使用電力量は、原則として自家発補給電力Bの最大需要電力に自家発補給電力Bの使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。

ト その他

(イ) 定期検査または定期補修は、できる限り夏期をさけて実施していただくものとし、毎年度当初にお客さまと当社との協議によってあらかじめその実施の時期を定め、その1月前に再協議してその時期を確認いたします。

なお、その実施の時期に需給状況が著しく悪化した場合には、その時期を変更していただくことがあります。

(ロ) 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、高圧電力に準ずるものといたします。

## 21 予 備 電 力

(1) 対象となるお客さま

業務用季節別時間帯別電力、高圧季節別時間帯別電力、業務用電力または高圧電力のお客さまが、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける次の

場合を対象といたします。

イ 予 備 線

常時供給変電所から供給を受ける場合

ロ 予 備 電 源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合

(2) 契 約 電 力

契約電力は、常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときに契約電力は、予備電力によって使用される契約負荷設備および契約受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は、常時供給分の契約電力の値が50キロワット未満のときを除き、50キロワットを下回らないものといたします。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、予備線についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金（電気を使用する場合のものとなります。）の5パーセント、予備電源についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金（電気を使用する場合のものとなります。）の10パーセントに相当するものを適用いたします。

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。

なお、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

(4) そ の 他

イ お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。

ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、業務用季節別時間帯別電力、高圧季節別時間帯別電力、業務用電力または高圧電力に準ずるものといたします。